



(地Ⅲ48)

平成23年5月20日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

保坂 シゲリ

新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る
季節性インフルエンザへの移行に伴う省令等の改正について

新型インフルエンザ（A/H1N1）については、平成23年3月31日をもって感染症法における新型インフルエンザ等感染症と認められなくなったことに伴い、今般、感染症法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等の一部を改正する件が別添のとおり公布、施行されました。

つきましては、本件についてご了知のうえ、郡市区医師会、関係医療機関に対する周知方につきまして、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

改正の概要

1. 感染症法施行規則の一部を改正する省令について
 - (1) 医師が新型インフルエンザ（A/H1N1）の患者（疑似症患者を含む。）又は無症状病原体保有者を診断した場合について、感染症法第12条第1項の規定に基づく届出を当分の間不要としている規定を削除した。
 - (2) 医師が新型インフルエンザ（A/H1N1）により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した場合について、感染症法第12条第6項において準用する同条第1項の規定に基づく届出を当分の間不要としている規定を削除した。
2. 厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等の一部を改正する件について
四種病原体等取扱施設の基準等の一部が適用除外される病原体等から、インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであって、その血清型がH1N1であるものを削除した。

健感発0519第4号
平成23年5月19日

各

都道府県 保健所設置市 特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省結核感染症課長

新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る
季節性インフルエンザへの移行に伴う省令等の改正について

新型インフルエンザ（A/H1N1）については、平成23年3月31日に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」と認められなくなった旨の公表を行ったところである。

これに伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第61号）及び厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等の一部を改正する件（平成23年厚生労働省告示第163号）が、本日、別添のとおり公布され、同日より施行されることとなったところである。

改正の概要は下記のとおりであるので、関係者に対して周知徹底を図り、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

1 改正の概要

- (1) 医師が新型インフルエンザ（A/H1N1）の患者（疑似症患者を含む。）又は無症状病原体保有者を診断した場合について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づく届出を当分の間不要としている規定を削除したこと。

- (2) 医師が新型インフルエンザ（A／H1N1）により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した場合について、法第12条第6項において準用する同条第1項の規定に基づく届出を当分の間不要としている規定を削除したこと。

2 施行期日

公布の日から施行することとしたこと。

第2 厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等の一部を改正する件について

1 改正の概要

四種病原体等取扱施設の基準等の一部が適用除外される病原体等から、インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであって、その血清亜型がH1N1であるものを削除したこと。

2 施行期日

公布の日から施行することとしたこと。

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

- 〔省 令〕
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働六一）
 - 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則の一部を改正する省令（国土交通四）
- 〔告 示〕
- 平成二十三年度地方債同意等基準を公表する件の一部を改正する件（総務一九〇）
 - 政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので公表する件（同一九一）
 - 難民認定証明書が効力を失つた件（法務二五〇）
 - 登記回復に関する件（同一五一、二五二）
 - 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（厚生労働一六一）
- 厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等の一部を改正する件（同一六三）
- 平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月十日までの間の日を末日とする事業年度に係る支払備金として積み立てる金額の特例を定める件（同一六四）
- 保安林の指定実施要件を変更する件（農林水産九九五、一〇〇七）
- 自動車の装置の型式を指定した件（国土交通五〇一、五二三）
- 道路に関する件
- 関東地方整備局二五七
 - 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件
 - 東北地方環境事務所三
 - 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件
 - 関東地方環境事務所四
 - 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件
 - 中部地方環境事務所二
 - 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件
 - 近畿地方環境事務所二
 - 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件
 - 中国四国地方環境事務所三
 - 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件
 - 九州地方環境事務所二
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（大阪府公安委五五）
- 〔国会事項〕
- 〔人事異動〕
- 内閣

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

官庁事項

型式検査の主要な実施方法及び基準の公示について（農林水産省）

法 務

公証人任免（法務省）

〔資 料〕

閣議決定等事項

〔公 告〕

諸 事 項

官 庁

財団、有権者申出方、司法書士懲戒処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

厚生年金基金変更関係
会社その他

省 令

○厚生労働省令第六十一号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十二条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月十九日

厚生労働大臣 細川 律夫

省 令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二及び第二条の三を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十二号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の三十九、第十九条の五十四及び第五十四条の規定に基づき、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月十九日

国土交通大臣 大島 章宏

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則の一部を改正する省令

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則の一部を改正する省令

第十五条第二項第一号中「当該海洋汚染防止緊急措置手引書等」を「当該油濁防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急措置手引書又は海洋汚染防止緊急措置手引書」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 船舶間貨物油積替えに関する作業を行う者が、船舶間貨物油積替えに起因する油の排出を防止するために遵守すべき事項の変更(当該船舶間貨物油積替え作業手引書の機能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。)

第十五条第三項第四号を同項第六号とし、第一号及び第二号を二号ずつ繰り下げ、同項第一号中「油等」を「油濁防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急措置手引書及び海洋汚染防止緊急措置手引書にあっては、油等」に改め、「関する事項」の下に、「船舶間貨物油積替え作業手引書にあっては、船舶間貨物油積替えに関する作業を行う者が、船舶間貨物油積替えに起因する油の排出を防止するために遵守すべき事項」を加え、「第三号」を「第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前

に次の二号を加える。
一 第十八条第一号に掲げる区分に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶の船舶所有者が、当該船舶に揮発性物質放出防止措置手引書を新たに備え置き、又は提示しようにとするとき。

二 第十八条第四号に掲げる区分に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶の船舶所有者が、当該船舶に揮発性物質放出防止措置手引書を新たに備え置き、又は提示しようにとするとき。

第十五条第四項中「前項第四号」を「前項第六号」に改め、同条第五項中「第三項第四号」を「第三項第六号」に改める。
第十二号の四様式中「valid on」を「applicable on」に改める。

附則
(施行期日)
第二条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十一号の四様式の改正規定は、平成二十三年二月一日から施行する。

〇総務省告示第九十一号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七條第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七條の二第二項の規定に基づき、次のとおり公表する。
平成二十三年五月十九日

Table with 4 columns: 政治資金団体, 異動事項, 会計責任者の氏名, 会計責任者の氏名. Includes 国民新党友の会 and 国民改革協議会.

(経過措置)
第二条 第十一号の四様式の改正規定の施行の際、既に交付されているこの省令による改正前の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第十二号の四様式による国際大気汚染防止証書とみなす。

告示

〇総務省告示第九十号
地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五條の三第六項の規定に基づき、平成二十三年度地方債同等基準を公表する件(平成二十三年総務省告示第九十一号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。
平成二十三年五月十九日

第二の二の(イ)の(ウ)を次のように改める。
(ウ) その他特別の手帳等により、その事業等の一部を共同又は補助する災害復旧事業(ウに掲げるものを除く。)

第二の二の(イ)の(ウ)の次に次のように加える。
(ウ) その他特別の手帳等により、その事業等の一部を共同又は補助する災害復旧事業(ウに掲げるものを除く。)

第二の二の(イ)の(ウ)の次に「並びに東日本大震災を克服するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四号)第八條第一項及び第九條第一項」を加える。

Table with 4 columns: 氏名, 届出年月日, 氏名, 届出年月日. Includes 尾尾 利彦 and 林 敏也.

〇法務省告示第二百五十号
次の難民認定証明書は、効力を失ったので、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第六十一条の二の七第二項の規定により告示する。
平成二十三年五月十九日

〇法務省告示第二百五十一号
大阪府局北出強所に備えてあった大阪市西淀川区姫里三丁目参九番の土地の登記簿が滅失した。滅失した登記簿に登記されていた権利がなおその登記簿における順位を有するためには、当該権利の登記を受けた者又はその登記に関する嘱託若しくは通知をした官庁公署は、平成二十三年五月十九日から平成二十三年八月十九日までに登記回復の申請又はその嘱託若しくは通知をしなければならぬ。
平成二十三年五月十九日

〇法務省告示第二百五十二号
大阪府局北出強所に備えてあった大阪市東淀川区東淡路二丁目参七番の土地の登記簿が滅失した。滅失した登記簿に登記されていた権利がなおその登記簿における順位を有するためには、当該権利の登記を受けた者又はその登記に関する嘱託若しくは通知をした官庁公署は、平成二十三年五月十九日から平成二十三年八月十九日までに登記回復の申請又はその嘱託若しくは通知をしなければならぬ。
平成二十三年五月十九日

〇厚生労働省告示第六十二号
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)別表第一の五の項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する地域(平成十六年厚生労働省告示第三百四十号)の一部を次のように改正する。
平成二十三年五月十九日

〇厚生労働省告示第六十三号
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)別表第一の五の項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する地域(平成十六年厚生労働省告示第三百四十号)の一部を次のように改正する。
平成二十三年五月十九日

〇厚生労働省告示第六十四号
消費生活協同組合法施行規則(昭和二十三年大蔵省、法務省、厚生省、農林省令第一号)第八十四條第一項第二号の規定に基づき、平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月十日までの間の日を末日とする事業年度に係る支払備金として積み立てる金額の特例を次のように定める。
平成二十三年五月十九日

〇厚生労働省告示第六十五号
平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月十日までの間の日を末日とする事業年度に係る消費生活協同組合法施行規則第八十四條第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める金額は、東日本大震災による災害に係る共済金、返戻金その他の給付金の支払のために積み立てる金額は、消費生活協同組合法施行規則(平成二十年厚生労働省告示第三十九号)第九條第一項の規定にかかわらず、死亡者数等に基づき合理的な方法により計算した金額とすることができる。

「アメリカ合衆国」を「アメリカ合衆国(ネブラスカ州、ノースカロライナ州及びミズーリ州を除く。)」に改め、「フットインガムシャー州を除く。」を削る。
〇厚生労働省告示第六十三号
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)第三十一条の三第三項及び第四項並びに第三十一条の三第四項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等(平成十九年厚生労働省告示第二百二二号)の一部を次のように改正する。
平成二十三年五月十九日

第2を次のように改める。
第2 病原菌33条の3第3項及び第4項並びに第31条の3第4項の厚生労働大臣が定める三種病原体等は、インフルエンザウイルスA型、インフルエンザウイルスB型(血清型がH5N1又はH7N7であるものに限る。)であって、以下のいずれかの基準に適合するものとする。
1 4週から8週間のインフルエンザ発生時に限る死亡数が75%より低いこと
2 6週間のインフルエンザにおける季節性感染性強毒型インフルエンザウイルス感染症(IVPI)が1/2以下であること
3 HA抗原の抗原性がこれまで確認された強毒型のインフルエンザウイルスと類似の抗原性を有し、その抗原性が異なること
〇厚生労働省告示第六十四号
消費生活協同組合法施行規則(昭和二十三年大蔵省、法務省、厚生省、農林省令第一号)第八十四條第一項第二号の規定に基づき、平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月十日までの間の日を末日とする事業年度に係る支払備金として積み立てる金額の特例を次のように定める。
平成二十三年五月十九日

〇厚生労働省告示第六十五号
平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月十日までの間の日を末日とする事業年度に係る消費生活協同組合法施行規則第八十四條第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める金額は、東日本大震災による災害に係る共済金、返戻金その他の給付金の支払のために積み立てる金額は、消費生活協同組合法施行規則(平成二十年厚生労働省告示第三十九号)第九條第一項の規定にかかわらず、死亡者数等に基づき合理的な方法により計算した金額とすることができる。

Table with 4 columns: 氏名, 届出年月日, 氏名, 届出年月日. Includes 尾尾 利彦 and 林 敏也.